

佐賀県告示第百六十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第六十五条第二項の規定に基づき、制限区域を別図のとおり設定する。

なお、制限区域に人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警告その他の措置を講ずることがある。

平成二十四年五月十八日

唐津港港湾管理者

佐賀県知事 古川 康

別図（唐津港）



位置図

凡例	
制限区域	